

## 第46号議案

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和8年2月19日

提出者 足立区長 近藤弥生

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例（平成26年足立区条例第55号）の一部を次のように改正する。

第2条第18号中「第43条第2項」を「第43条第4項」に改める。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定子ども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定子ども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

### 付 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第18号の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。

### （提案理由）

児童福祉法及び子ども・子育て支援法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。